宇　都　住　第 552 号
令和２年（2020 年)2 月 6 日

宇部市営住宅審議会会長　様

宇部市長　久 保 田　后 子

市営住宅の入居手続の変更について、宇部市営住宅審議会規則第２条の規定により、下記について貴会の意見を聞きます。

記

１　入居手続きに際する契約条件の変更

変更事項	変更前	変更後
連帯保証人に対する極度額の設定	――――――	・宇部市営住宅条例施行規則第４条１項（請書）において、連帯保証人の極度額を、契約当初家賃（月額）の６カ月分の金額と定める。

2　実施時期
　令和２年４月１日